

千葉県 HIV 福祉サービスネットワーク規約（案）

第 1 条（名称）

本会は千葉県 HIV 福祉サービスネットワークとする。千葉県 HIV 拠点病院会議（事務局 千葉大学医学部附属病院 千葉市中央区亥鼻 1-8-1）の活動である。

第 2 条（目的）

生活支援を必要とする HIV 感染症患者在、住み慣れた地域や住まいを求める地域で、安心して介護や福祉サービスを受けることができる体制を作る。

第 3 条（活動内容）

- (1) 千葉県内で HIV 感染症患者在に介護や福祉サービスの提供が可能な事業所・施設等のリストを作成し、サービス利用を調整する。
- (2) 介護や福祉サービスを提供する事業所・施設等の感染対策を向上するため、教育啓発活動およびネットワーク会議を行う。
- (3) 介護や福祉サービスを提供する事業所・施設等の感染対策等についての研究調査活動を適宜実施する。
- (4) 千葉県 HIV 拠点病院会議に、活動実績を報告する。

第 4 条（会員）

本会の目的に賛同した施設と個人が参加する。

第 5 条（役員）

会員施設から代表、副代表（若干名）をおく。

代表案は猪狩（千葉大学）、副代表 3 名（訪問看護ステーション、生活施設、千葉県 HIV 拠点病院会議から各 1 名）とする。

第 6 条（総会・会議・研修会）

千葉県 HIV 拠点病院会議で活動報告をする。

第 7 条（行政の関わり）

千葉県健康福祉部疾病対策課に相談をする。

以上